

GCA FAS News

February 2018

Vol.40



For Client's Best Interest



GCA FAS

平成 30 年度税制改正と M&A 実務における留意点

～ 組織再編税制の要件緩和、他 ～

【本号の内容】

1. はじめに
2. 組織再編税制の見直し
3. おわりに

GCA FAS 株式会社

1. はじめに

昨年 12 月 14 日に『平成 30 年度税制改正大綱』が公表されました。

今回の税制改正では、働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から個人所得課税の見直しを行うとともに、デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置及び地域の中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置を講じ、さらに、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充が講じられることとなります。

M&A / 組織再編関連での改正事項は昨年度改正ほど多くはありませんが、譲渡株主への株式譲渡益課税がネックとなり活用が進んでいなかった「株式対価 M&A」の実施を後押しする税制措置やスピノフの準備段階としてのグループ内再編の適格要件の緩和など、幾つか重要な改正項目が見込まれています。

本稿では、平成 30 年度改正における組織再編関連の主な改正内容について解説致します。尚、文中、意見にわたる部分は、筆者の個人的な見解となります。

- ◆ 組織再編税制における適格要件の一部緩和
- ◆ 非適格となる無対価組織再編に係る処理方法の明確化

既存の完全子法人への吸収分割後に実施する株式分配型スピノフにつき、事前再編である吸収分割が適格再編となります

2. 組織再編税制の見直し

(1) スピノフ準備に係るグループ内再編の適格要件緩和

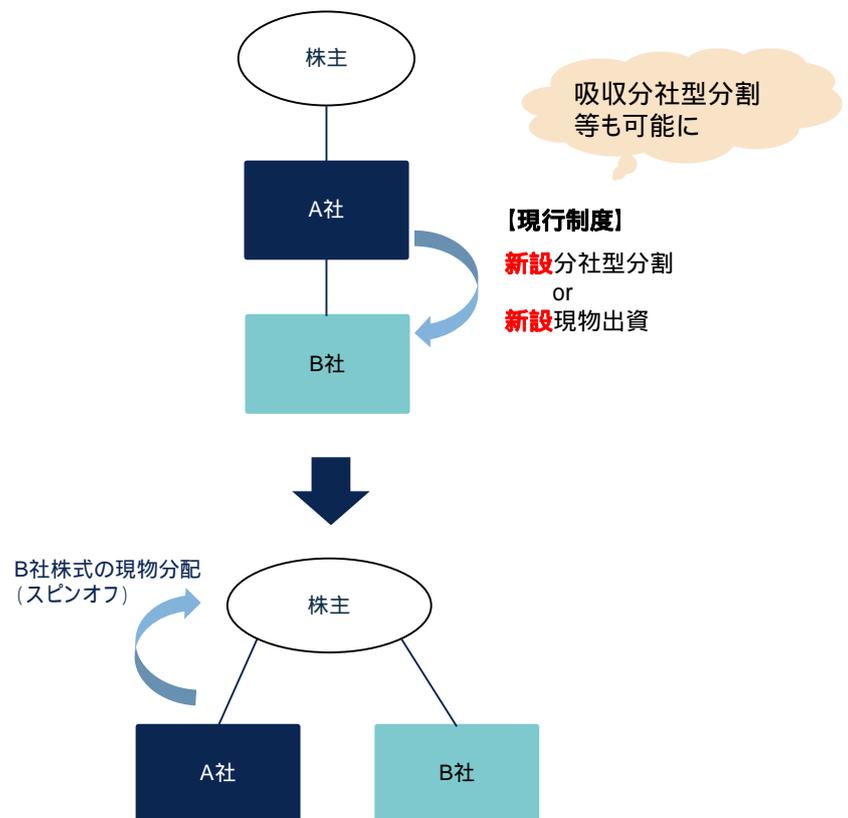
今回の税制改正では、株式分配型のスピノフの実施を円滑にするために、スピノフの準備として行う企業グループ内再編の適格要件が一部緩和されます。

現行制度で税制適格要件を満たすスピノフの事前再編は、以下の新設型の二類型に限定されています。

親法人の事業を単独新設現物出資により完全子会社化した後に当該子法人株式を現物分配するケース

親法人の事業を単独新設分社型分割により完全子法人化した後に当該子法人株式を現物分配するケース

従って、許認可取得等の目的で、親会社が予め現金出資により受け皿会社を完全子法人として設立した後、親法人の事業をその受け皿会社に「吸収型」再編により移管したうえで、当該分割承継法人の株式を現物分配するようなケースは、スピノフの事前再編である「吸収型」再編の適格要件を満たさないこととなっていました。



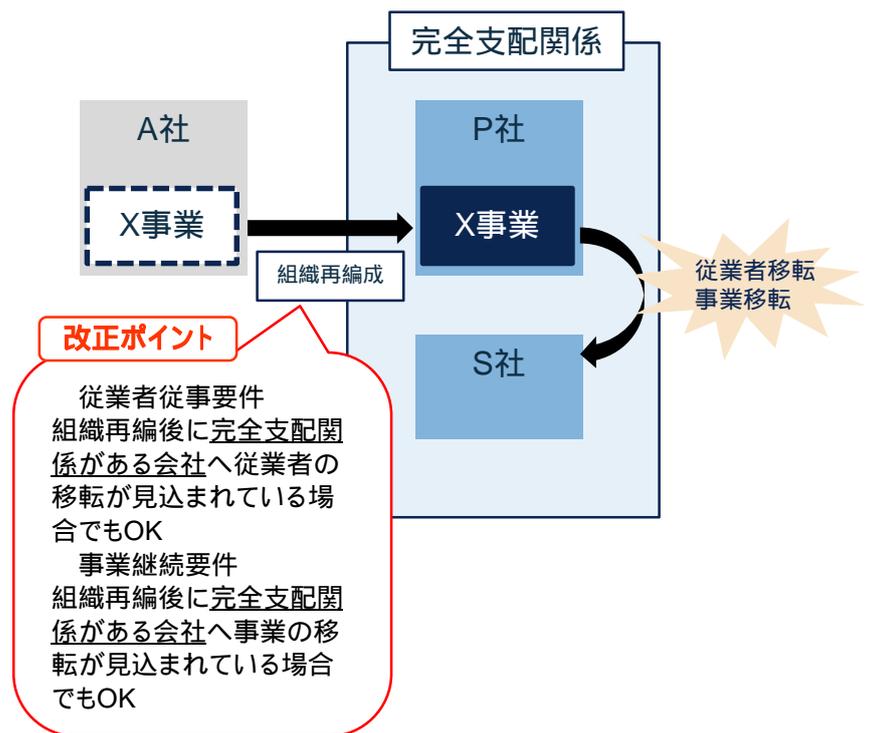
今回の改正では、上記のような「受け皿会社」先行設立パターンの事前再編も税制適格要件を満たすこととなります。

(2) 二次再編が予定されている場合の「従業者従事要件」と「事業継続要件」の緩和

第三者とのジョイントベンチャー(JV)組成後の100%グループ内での一部機能分社がやり易くなります

現行制度上、50%超100%未満のグループ内組織再編若しくは共同事業再編後に、グループ内で更なる従業者又は事業の移転が見込まれている場合、例えそれが完全支配関係のあるグループ会社への移転であったとしても、当初の組織再編における「従業者引継要件」及び「事業継続要件」を満たすことができず、非適格再編となっていました。

今回の改正では、当初の組織再編後に、完全支配関係がある法人間での従業者又は事業の移転が見込まれている場合についても、「従業者従事要件」及び「事業継続要件」を満たしているとして、適格再編に該当することとなります。



本改正により、例えば、資本関係の無い第三者間で共同事業を行うためのジョイントベンチャー(JV)を立ち上げる場合に、当該JV組成後の一部機能分社等を行い易くなることが見込まれます。

M&A 準備段階で行われることが多い、無対価組織再編(分割)に係る税務処理が明確化される可能性があります

(3) 非適格無対価組織再編に係る取扱いの明確化

M&A 実務においては、第三者との M&A 実行前の準備行為として、売却対象事業の SPC への切り出し等、セルサイドで 100%グループ内再編(分割)が実施されることがしばしばあります。

これらの 100%グループ内再編(分割)は、その再編(分割)後に再編当事者間の支配関係が継続しないことが見込まれるため、「非適格再編(分割)」に該当することがあります。

一方で、これらの再編(分割)は、100%グループ内で行われることから、再編対価が交付されない、つまり「無対価」で行われることがあります。このような、非適格無対価組織再編に係る税務処理については、条文上、必ずしも明確となっていない部分が多く、個別事案毎に取引の実態を考慮した処理が行われているものと思われます。

今回の税制改正大綱では、「いわゆる無対価組織再編成について、適格組織再編成となる類型の見直しを行うとともに、非適格組織再編成となる場合における処理の方法を明確化する」と謳われています。具体的に、どのような非適格無対価組織再編の処理が明確化されるかは 3 月末に明らかとなる法人税法施行令の改正内容を待つ必要がありますが、今後の実務に影響する可能性がありますので、注目して頂きたいと思います。

3. おわりに

昨年度に続き、平成 30 年度税制改正においても M&A 実務において見逃せない組織再編関連の改正が見込まれています。現在検討中の再編案件につきましても、関連する改正事項の内容及び適用時期を考慮しながら、実行のタイミングやスキームについて見直しの必要がないか等の確認をお薦め致します。

GCA FAS では、M&A 関連税制、グループ内組織再編及び事業承継 M&A 等に関するポイントコンサルティングをお請け致しております。ご関心のある方は、お気軽にお問い合わせ下さいませ。

ここに記載されている情報は概略的な情報を提供する目的で作成されたものです。したがって一般的な参考目的の利用に限られるものとし、個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく本書の情報を基に判断し行動されないようにお願いします。本書に含まれる情報は正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではありません。本書に含まれる情報に基づき行動または行動をしないことにより発生した結果について、GCA FAS はいかなる責任、義務も負いません。

お問い合わせ:**GCA FAS 株式会社**

〒100-6230

東京都千代田区丸の内 1-11-1 パシフィックセンチュリープレイス丸の内 30 階

TEL: 03 6212 1850 (代表)

E-mail: info@gcafas.com<http://www.gcafas.com/>